平池地区計画

尾張旭市

目 次

1	地区計画制度について	······· 1
2	地区計画	3
3	地区整備計画に定められた内容の説明	
(-	建築物の用途	 7
(2	敷地面積	9
(3	建築物の高さ	10
(∠	壁面の位置	
([垣・さくの構造	 13
4	地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	14
5	届出手続き	
(-	届出の対象	17
(2	届出の方法	17
届占	書等の様式	19

1 地区計画制度について

みどりあふれるまち ゆとりとうるおいのあるまち そんなまちに住みたい そしていつまでも住んでいたい

こうした願いから生まれたのが 地区計画です



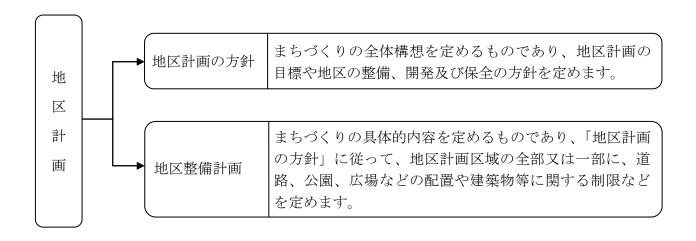
わたしたちが住むこのまちは、かけがえのないみんなの"まち"です。

この地区の環境を守っていくためには、地区の住民のみなさんをはじめ、新しく住民となられるみなさんが協力して"まちづくり"を進めていただかなければなりません。

地区計画では、地区のみなさんで守っていくまちづくりの"とりきめ"を定めています。この"とりきめ"は、土地を持っている人や借りている人など、すべての人に守っていただかなければなりません。

暮らしやすいまちをつくるため、市ではみなさんの意見をお聞きし、「平池地区計画」を定め、 平成8年5月31日から実施しています。

■ 地区計画の構成



●地区整備計画は次のうち、地区の特性に応じて必要なものを定めます。

1 地区施設の配置及び規模

地区施設とは、皆さんが利用する道路、公園、緑地、広場などをいいます。

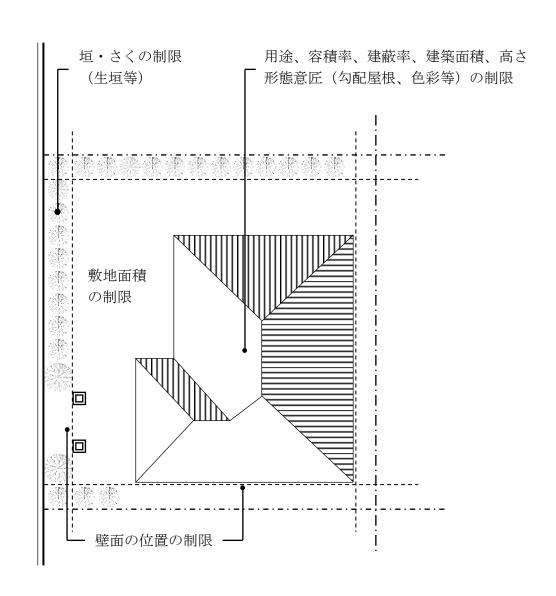
2 建築物やその敷地などの制限に関すること

- ア 建築物等の用途の制限
- イ 容積率の最高限度又は最低限度
- ウ 建蔽率の最高限度
- エ 建築物の敷地面積の最低限度

- オ 建築面積の最低限度
- カ 壁面の位置の制限
 - キ 建築物の高さの最高限度又は最低限度
 - ク 建築物等の形態又は意匠の制限
 - ケ 垣又はさくの構造の制限

3 その他、土地利用の制限

現存する樹林地、草地などの良い環境を 守り、壊さないように制限することができ ます。



2 地区計画

平成 8年 5月31日 都市計画決定

平成17年 1月20日 一部変更(町字名等の変更)

平成22年12月24日 一部変更(都市計画区域の再編)

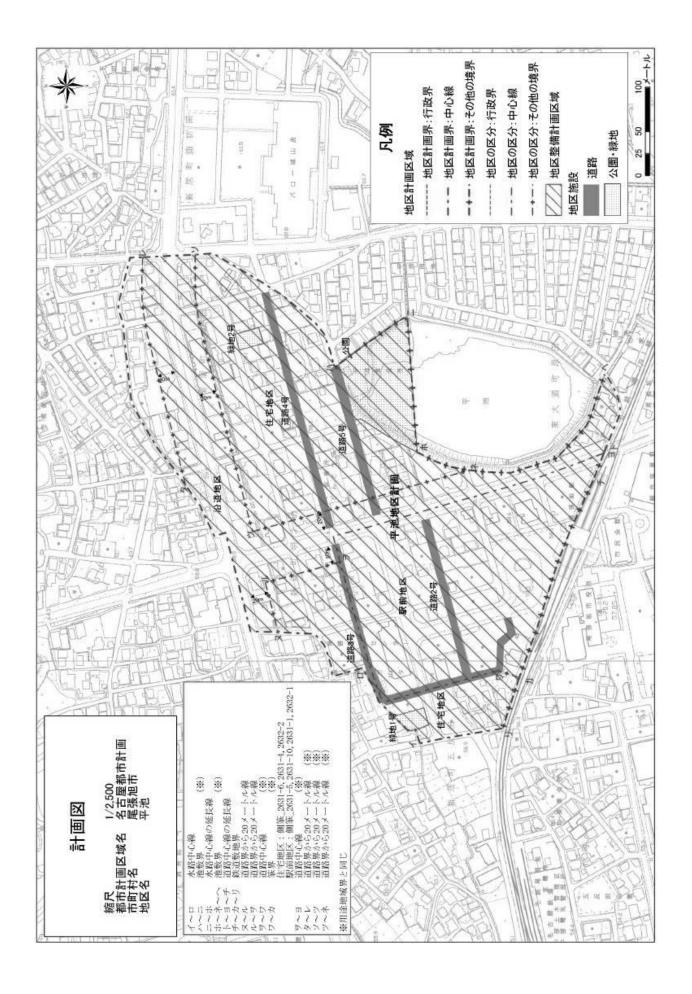
平成26年 6月 9日 一部変更(道路1号の廃止)

	名称	平池地区計画	平池地区計画							
	位置	尾張旭市東大	:道町原田並びに	新居町明才切及	び上の田の各一部					
	面積	約15.9ha	約15.9ha							
	地区計画の目標	地区である。 利用を推進す	本区域は、市の中心地区に位置し、今後急速な市街化が予想される地区である。したがって、市の中心市街地にふさわしい合理的な土地利用を推進するため必要な地区施設の整備をすすめ、適切な商業・業務地の形成及び良好な市街地の形成を図る。							
区域の	土地利用の方針	及び沿道にふ		也の形成を図り、	台道地区については、駅前 住宅地区については、緑 を図る。					
整備・開	地区施設の整備方針	_,			接続して区画道路が設定さ 道路及び公園等の整備を図					
発及び保全の方針	建築物等の整備方針	建築物等 位置の制限 2 沿道地区 建築物等 高地の形成 3 住宅物等 高さの最高								
			計画図表示のと	1						
pri.		道路2号	幅員 8.5m	延長 約185m	配 置計画図表示のとおり					
地区整備計画	地区施設の配置及び 規模	道路3号	8.5 m	約390m	計画図表示のとおり					
計画		道路4号	8. 5 m	約280m	計画図表示のとおり					
		道路 5 号	10.0m	約215m	計画図表示のとおり					

	<u> </u>			公園(配置は計画図表示のとおり)				
	地区施設の配置及び規模				計画図表列	•		
			名称	名称 面積			配置	
			公園	約7,000 m²		計	画図表示のとおり	
				緑地1号		約653 m²	計画	画図表示のとおり
				緑地2号		約504 m²	計画	画図表示のとおり
		地区	名称	駅前地	区	沿道地区		住宅地区
		区分	面積	約5.0ha		約3.8ha		約6.5ha
地区整備計画	建築物			は、建築してはない。 1 工場 (パ屋 と が と		は、建築してはない。 1 選(パを屋、東 ない。工場(パ属のの外域を 上ではない。 1 米屋などでは、 を選びでいます。 ものでする。 2 音音 もの音音 もの音音 もの音音 もの音音 もの音音 もの音音 もの音音 はない。 1 米屋などでは、 もの音音 もの音音 もの音音 はない。 1 はない。 1 はない。		
	築物等に関す	建築物の敷地面 積の最低限度 200		2 0 0 m²	2 0 0 m²			2 0 0 m²
	る事	建築物の高さの		_		2 0 m		1 5 m
	争項	事「具意四座		代いるに を ない と ない はで は で は で ま の に ま の に ま の に り に り た り た り た り た り た り た り た り た り	建築物の外壁若と を を は な は な は な に は な の は で は で の は で と は で と が の の の は の の の は の の の の の の の の の の の の の		と は は のに 建は のに 建さし のに 建さし のに 建さし のに な のに な のに な のに は のに まさし のに まっ のに は のに まっ のに は のに まっ のに は のに まっ のに は のに は のに を は のに は のに を は のに は のに を は のに は のに は のに は のに は のに は のに は のに は のに に のが のが のが のが のが のが のが のが のが のが	

		地区区分	駅前地区	沿道地区	住宅地区
区整備計画	建築物等に関する事項	垣又はさくの構 造の制限			道路はませる 垣又 フ は は は は は ま は ま な で な で な で な で で で で で で で で で で で で

「区域、地区の区分及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」(都市計画決定図書より抜粋)



3 地区整備計画に定められた内容の説明

(1) 建築物の用途

地区名	駅前地区	沿道地区	住宅地区
	次に掲げる建築物は、建	次に掲げる建築物は、建	次に掲げる建築物は、建
	築してはならない。	築してはならない。	築してはならない。
	1 工場(パン屋、米屋、	1 工場(パン屋、米屋、	1 工場(パン屋、米屋、
	豆腐屋、菓子屋などの食	豆腐屋、菓子屋などの食	豆腐屋、菓子屋などの食
	品製造工場で小規模なも	品製造工場で小規模なも	品製造工場で小規模なも
	のを除く。) ⇒ ※	のを除く。) ⇒ ※	のを除く。)⇒※
建築物等	2 畜舎	2 畜舎	2 畜舎
の用途の	3 自動車教習所	3 自動車教習所	3 自動車教習所
制限	4 マージャン屋、ぱちん	4 倉庫(建築物に附属す	4 倉庫(建築物に附属す
	こ屋、射的場、勝馬投票	るものを除く。)	るものを除く。)
	券発売所、場外車券売場		
	その他これらに類するも		
	Ø		
	5 倉庫(建築物に附属す		
	るものを除く。)		

		地区	区計画の	地区の区	区分	
建築物の用途制限 ○:建てられる用途 ×:建てられない用途 ①、②、▲:面積、階数等の制限あり		駅前 地区	沿道 地区	住宅 第二種 中居 住居 明地域	第一種 住居地 域	備 考
住宅	、共同住宅、寄宿舎、下宿	\circ	\circ	0	0	
店舗	等	0	2	1	2	①1,500㎡以下 2階以下 ②3,000㎡以下
事務所等		0	2	1)	2	①1,500㎡以下 2階以下 ②3,000㎡以下
ホテ	ル、旅館	\circ	•	×	•	▲3,000㎡以下
、茶	ボーリング場、スケート場、水 泳場、ゴルフ練習場、バッティ ング練習場等	0	A	×	A	▲3,000㎡以下
遊戯施	カラオケボックス等	0	×	×	×	
設・風俗施設	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外 車券売場等	×	×	×	×	
施設	劇場、映画館、演芸場、観覧場	A	×	×	×	▲客席200㎡未満
	キャバレー、個室付浴場等	×	×	×	×	

建築物の用途制限		地區	区計画の	地区の図	区分		
○: ×:	○:建てられる用途×:建てられない用途①、②、▲:面積、階数等の制限あり		駅前 地区	沿道 地区	住宅 第二種 中居 時 用地域	第一種 住居地 域	備 考
	幼稚園、小学 学校、図書館	校、中学校、高等 等	0	0	0	0	
	大学、高等専 等	[門学校、専修学校	0	0	0	0	
	神社、寺院、	教会等	\circ	\circ	0	0	
公共施設	老人ホーム、 者福祉ホーム	保育所、身体障害 等	0	0	0	0	
· 病院	老人福祉セン 設等	ター、児童厚生施	0	0	0	0	
· 学	公衆浴場		\circ	0	0	0	
·学校等	診療所		0	0	0	0	
	病院		0	0	0	0	
	巡査派出所、一定規模以下の郵 便局等		0	0	0	0	
	自動車教習所		×	×	×	×	
	単独車庫(附	属車庫を除く)	\circ	•	•	•	▲300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫(①②に ついては、建築物の延べ面積の 2分の1以下)		0	2	1)	2	①3,000㎡以下 2階以下 ②2階以下
	倉庫		×	×	×	×	
工場.	畜舎		×	×	×	×	
倉庫等	工場		×	×	×	×	
等	火薬、石油	量が非常に少ない 施設	0	2	1	2	①1,500㎡以下 2階以下 ②3,000㎡以下
	類、ガスなどの危険物	量が少ない施設	0	×	×	×	
	の貯蔵・処	量がやや多い施設	×	×	×	×	
	理の量	量が多い施設	×	×	×	×	

注) 本表は概要であり、すべての建築物について掲載したものではありません。

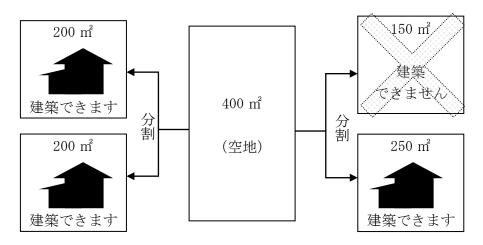
[※] 食品製造業・食品加工業を営む工場(原動機を使用する魚肉の練製品の製造又は糖衣機を使用する製品の製造する工場を除く。)で、作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動機出力≤0.75KW)をいう。

(2) 敷地面積

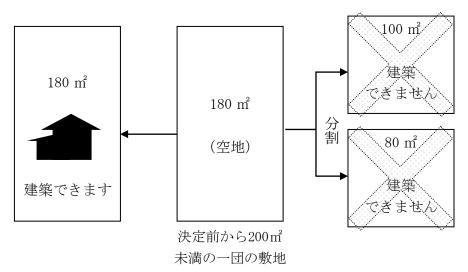
地区名	駅前地区	沿道地区	住宅地区
建築物の敷地面積の最低制限	2 0 0 m²		

ミニ開発などにより個々の敷地が小さくなって建て詰まると、日当りや通風などの居住環境が悪化するばかりでなく、都市防災の点でも問題がありますので、建築物の敷地面積の最低限度を定めています。

① 地区計画の決定(平成8年5月31日)後に200㎡未満に分割した敷地には、建物を建てることができません。



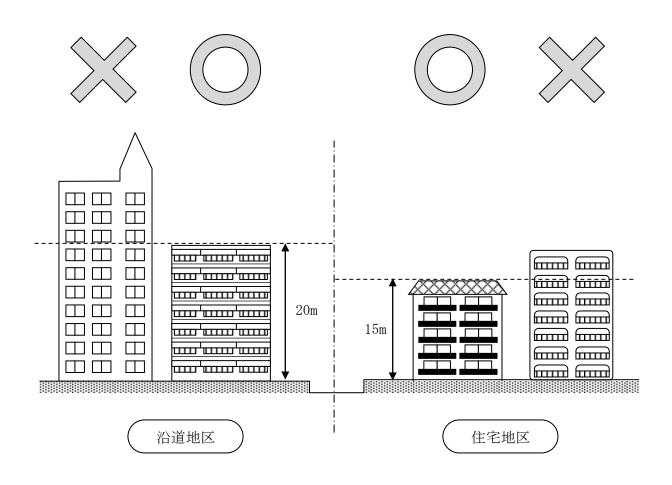
- ② 地区計画の決定(平成8年5月31日)前から200㎡未満の一団の敷地には、建物を建てることができます。(※)
 - ※ 新築、建て替えのいずれも認められますが、現状からさらに分割した場合には建築できません。



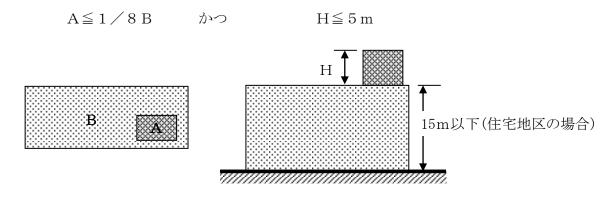
(3) 建築物の高さ

地区名	駅前地区	沿道地区	住宅地区
建築物の高さの最高制限	_	2 0 m	1 5 m

建物の高さは、日当りや風通しなど居住環境に大きな影響を与えます。沿道地区と住宅地区において日照をできるだけ確保できるよう、建築物の高さの最高限度を定めています。



※ 階段室、昇降機塔など建築物の屋上部分の水平投影面積の合計(A)が建築物の建築面積(B)の8分の1以内であれば、その部分の高さ(H)が5mまでは、建築物の高さに算入しません。



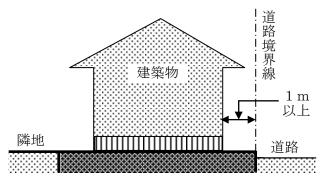
(4) 壁面の位置

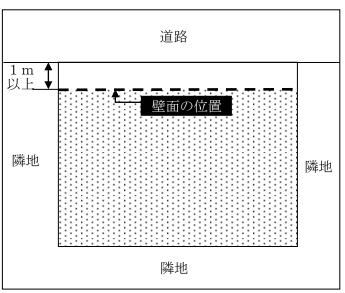
地区名	駅前地区	沿道地区	住宅地区
	建築物の外壁若しくは	建築物の外壁若しくは	建築物の外壁若しくは
	これに代わる柱の面又は	これに代わる柱の面又は	これに代わる柱の面又は
	建築物に附属する高さ2	建築物に附属する高さ2	建築物に附属する高さ2
	mを超える門若しくは塀	mを超える門若しくは塀	mを超える門若しくは塀
	から道路境界までの距離	から敷地境界までの距離	から敷地境界までの距離
	は、1m以上とする。	は、1 m以上とする。	は、1m以上とする。た
壁面の位置			だし、物置、自動車車庫
の制限			その他これらに類する用
			途に供し、軒の高さが
			2. 3 m以下で、かつ、
			壁面の位置の制限の距離
			に満たない部分の床面積
			の合計が5㎡以内の建築
			物については、この限り
			でない。

ゆとりある都市景観と、隣同士のプライバシーや日当りを確保した、落ち着きのあるまちなみを つくりだすため、道路境界線、隣地境界線からの建築物の後退距離について定めています。

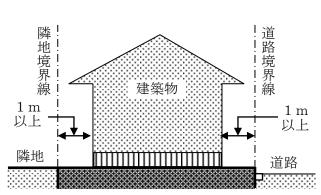
※ 駅前地区については、商業・業務施設の形成を図るため隣地境界線からの後退距離を定めていません。

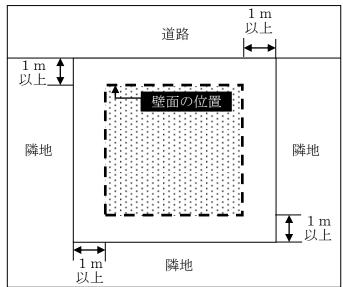
駅前地区



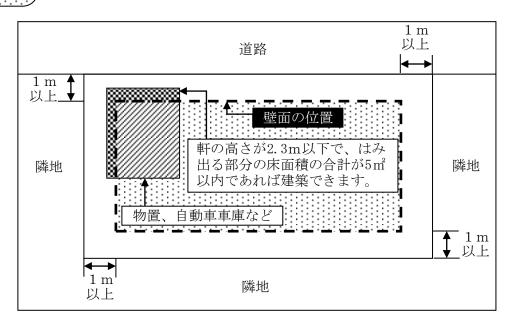


沿道地区

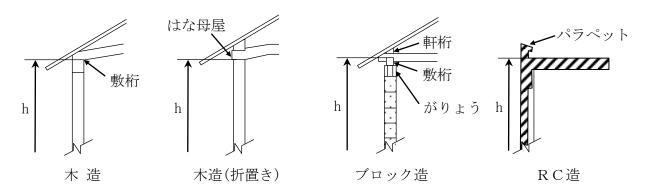




住宅地区



※ 軒の高さ(h)の例



(5) 垣・さくの構造

垣又はさくの構造 の制限

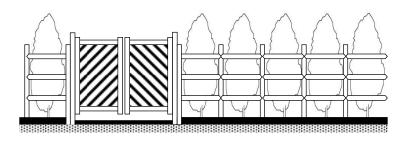
(住宅地区のみ)

道路に面する垣又はさくは、生垣、フェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等は設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎で高さが0.6m以下のもの又は門柱にあってはこの限りでない。

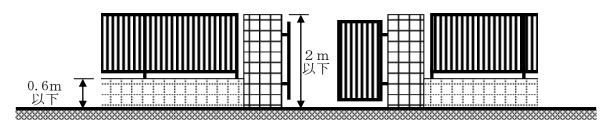
緑豊かな、ゆとりのある明るい地区となるよう、垣・さくについて定めています。

生垣化を促進するため、尾張旭市では生垣設置 助成制度を設けていますのでご活用ください。

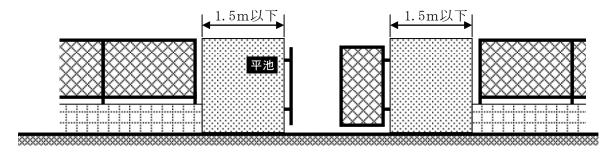
■ 道路側の垣・さくは、生垣、フェンスなどとしてください。



(例) パイプフェンス



- ※1 木、竹、アルミニウムなどを材料とする塀は設置できますが、ブロック、コンクリート、れんがなどは認められません。
- ※2 高さが2mを超えるものは、壁面の位置の制限に定める距離をとってください。
- 門柱の幅は、片側1.5m以下にしてください。



※ 高さが2mを超えるものは、壁面の位置の制限に定める距離をとってください。

4 地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

建築物に関する事項で地区計画の内容として定められたもののうち特に重要なものを建築基準法 上の制限を規定する条例を定めています。この内容に適合しない場合は建築できません。

尾張旭市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(抄)

平成8年3月29日 尾張旭市条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(適用区域)

第2条 この条例は、地区計画において地区整備計画が 定められている区域(以下「地区整備計画区域」とい う。)で別表第1に掲げる区域に適用する。

(建築物の用途の制限)

- 第3条 建築物の用途は、別表第2ア欄の計画地区(地 区整備計画において区分された地区をいう。以下同 じ。)の区分に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる建築 物の用途の制限に適合するものでなければならない。
- 2 法第3条第2項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前項の規定は適用しない。
 - (1) 増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き前項の規定(当該規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項又は第2項及び法第53条の規定に適合すること。
 - (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
 - (3) 増築後の前項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
 - (4) 前項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、 増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の 1.2倍を超えないこと。

(建築物の敷地面積の最低限度)

- 第4条 建築物の敷地面積は、別表第2ア欄の計画地区 の区分に応じ、それぞれウ欄に掲げる数値以上でなけ ればならない。
- 2 前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地 として使用されている土地で同項の規定に適合しない

もの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地(同項の規定の施行又は適用の日後において土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条に規定する仮換地の指定による所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば前項の規定に適合しないこととなる土地を含む。)について、その全部を一の敷地として使用する場合においては、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前項の規定の改正後の同項の規定の施行又は適用 の際、改正前の同項の規定に違反している建築物の 敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷 地として使用するならば改正前の同項の規定に違反 することになった土地
- (2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は 所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として 使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

(壁面の位置の制限)

- 第5条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(以下「壁面」という。)から道路境界線又は隣地境界線までの距離(以下「後退距離」という。)は、別表第2 ア欄の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表工欄に掲げる制限に適合するものでなければならない。
- 2 前項の規定は、市長が敷地の形態上又は建築物の構造若しくは設備若しくは用途上やむを得ず、かつ、安全上、防災上又は景観上支障がないと認めて許可したものについては、適用しない。

(建築物の高さの最高限度)

- 第6条 建築物の高さは、別表第2ア欄の計画地区の区 分に応じ、それぞれ同表オ欄に掲げる数値を超えては ならない。
- 2 前項に規定する建築物の高さには、階段室、昇降機 塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築 物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建 築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の 高さが5メートルまでは、当該建築物の高さに算入し ない。

(建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合の措置)

第7条 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合における第3条第1項及び第4条第1項の規定の適用については、当該建築物又はその建築物の敷地の全部について、これらの規定を適用する。

(建築物の敷地が2以上の計画地区にわたる場合の措置)

第8条 建築物の敷地が2以上の計画地区にわたる場合における第3条第1項及び第4条第1項の規定の適用については、当該建築物又はその敷地の全部について、その敷地の過半が属する計画地区に係るこれらの規定を適用する。ただし、その敷地の過半が属する計画地区に当該規定がない場合においては、前条の規定を準用する。

(公益上必要な建築物の特例)

第9条 市長がこの条例の適用に関し、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において、これらの規定は適用しない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行 に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

- 第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第3条第1項又は第4条第1項の規定に違反した 場合における当該建築物の建築主
 - (2) 第5条第1項又は第6条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)
 - (3) 法第87条第2項において準用する第3条第1項 の規定に違反した場合における当該建築物の所有 者、管理者又は占有者
 - (4) 建築物を建築した後において、当該建築物の敷地 を分割したことにより、第4条第1項の規定に違反 することとなった場合における当該建築物の敷地の 所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第2号に規定する違反があった場合においては、その違反が建築主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主又は建築設備の設置者に対して同項の罰金刑を科する。

(両罰規定)

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100 号)第20条第1項の規定に基づく告示の日から施行 する。(平成8年5月31日告示第49号)

(瀬戸都市計画旭台地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例(以下「旧条例」という。)は、廃 止する。
- (1) 瀬戸都市計画旭台地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(昭和58年尾張旭市条例第1

0 号)

- (2) 瀬戸都市計画吉岡地区計画の区域内における建築 物の制限に関する条例(昭和60年尾張旭市条例第 13号)
- (3) 瀬戸都市計画平子北地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年尾張旭市条例第2号)

(経過措置)

- 3 この条例施行の際現に旧条例の規定により市長がした許可については、この条例の相当規定に基づいて市長がした許可とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成10年12月24日条例第35号) この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定に基づく告示の日から施行する

附 則(平成15年7月4日条例第24号) この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定に基づく告示の日から施行する。

附 則(平成22年9月30日条例第24号) この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100 号)第20条第1項の規定に基づく告示の日から施行する。

附 則(平成31年3月 日条例第17号) この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定に基づく告示の日から施行する。

別表第1

名称	区 域
平池地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画平池地区計画の 区域のうち、地区整備計画が定められている区域

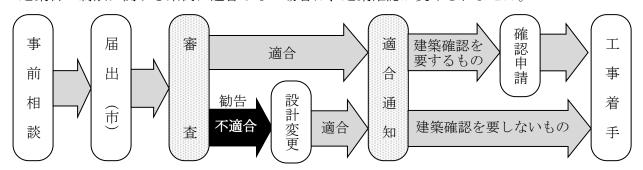
別表第2

ア	1	ウ		工		オ
計画地区	建築物の用途の制限	建築物の敷 地面積の最 低限度	道路境界線からの後退	壁面の位置	の制限 適用除外	建築 ある 最 の 最 限 度
駅前地区	次に掲げる建築物は、 建築してはならない。 (1) 自動車教習所 (2) 畜舎 (3) マージャン屋、ぱ ちんこ屋、射的場、場 馬投票券発売所、よれら に類するもの (4) 工場(食品製造業 を除く。) (5) 倉庫(建築物に附 属するものを除く。が 属するものを除く。が 属するものを除く。が は、 連築物は、 ならない。	200平方メートル	距離 1メートル 以上	距離		
沿道地区	次に掲げる建築物は、 建築してはならない。 (1) 自動車教習所 (2) 畜舎 (3) 工場(食品製造業 を除く。) (4) 倉庫	メートル	1メートル以上	1メートル以上		20メートル
住宅地区	次に掲げる建築物は、 建築してはならない。 (1) 自動車教習所 (2) 畜舎 (3) 工場(食品製造業 を除く。) (4) 倉庫	200平方メートル	1メートル以上	1メートル以上	物置、自動車車庫 その他これらに類す る用途に供し、軒の 高さが2.3メート ル以下で、かつ、後 退距離の限度に満た ない部分の床面積の 合計が5平方メート ル以内の建築物	15メートル

5 届出手続き

地区整備計画が定められた区域内で建物を建てたり、宅地を造成したりする場合は、市に届出をしていただきます。市では、届出の行為が地区計画に適合しているかチェックします。

届出の行為が地区計画に適合しない場合は、設計変更などをしていただくよう勧告します。また 建築物の制限に関する条例に適合しない場合は、建築確認が受けられません。



(1) 届出の対象

- ① 土地の区画・形質の変更 切土、盛土、区画変更などのことをいいます。
- ② 建築物の建築

「建築」とは、新築、増築、改築、移転のことをいいます。(建築確認の不要な10㎡以内の建築も対象となります。)

③ 工作物の建設

「工作物」とは、垣、さく、門、塀、擁壁などのことをいいます。(工作物を単独で建設する場合も対象となります。)

④ 建築物等の用途の変更

用途変更後の建築物等(建築物及び工作物)が地区計画において定められた用途の制限に適合しないこととなる場合に限ります。

(2) 届出の方法

① 届出時期

工事着手日の30日前までに届出(建築確認を必要とする行為は、建築確認申請前)

② 届出先

尾張旭市都市整備部都市計画課建築住宅係 〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600-1

③ 届出書類

④ 行為の届出

第1号様式(正本)、第3号様式(副本)に同意書及び図面等を各一部添付

⑤ 変更の届出

第2号様式(正本)、第3号様式(副本)に同意書及び図面等を各一部添付

※ 添付図面等

行為の種別	図面等	縮尺	備考
①土地の区画形	区域図	1/1,000以上	公共施設を表示
質の変更	設計図	1/100以上	
②建築物の建築	案内図		建築場所が特定できること
	土地の公図の写し		登記地目、所有者を記載(注1)
	配置図	1/100以上	
	立面図	1/100以上	2面以上
	平面図	1/100以上	各階(沿道・住宅地区は敷地境界か
			ら、駅前地区は道路境界から壁面の
			外側までの距離を記入。出窓がある
			場合は床面及び壁面からの距離を記
			入。)
	土地登記簿謄本等(平成		敷地面積200㎡未満の場合
	8年5月31日現在の敷地面		
	積を示す物)		
③工作物の建築	案内図		建築場所が特定できること
	土地の公図の写し		登記地目、所有者を記載(注1)
	立面図	1/100以上	2面以上
	外構図	1/100以上	垣またはさくの構造等を表示
④建築物等の用	案内図		建築場所が特定できること
途変更	土地の公図の写し		登記地目、所有者を記載(注1)
	配置図	1/100以上	
	立面図	1/100以上	2面以上
	平面図	1/100以上	各階 (建築物に限る。)

- 注1 届出者と土地所有者が違い、次に該当しない場合は、借地証明書又は同意書を添付してください。(貸主の印鑑証明書も添付)
 - ・都市計画法による開発許可を受けたもの
 - ・届出者を含む共有名義の場合
 - ・届出者と土地所有者が民法上の親族関係にある場合
 - ・届出者と土地所有者が法人とその代表者の関係にある場合
 - ・借地契約等の写しを添付した場合
 - ・土地売買契約書の写しを添付した場合
- 注2 その他、必要に応じて参考となる図面等の添付をお願いする場合があります。

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

尾張旭市長 殿

届出者 住所 氏名

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更

建築物の建築又は工作物の建設

建築物等の用途の変更

建築物の意匠の変更

について、下記により届け出ます。

記

1 行為の場所

尾張旭市

2 行為の着手予定日

年 月 日

3 行為の完了予定日

年 月 日

4 設計又は施行方法

版 II 入 I & / I							
土地の区画形質の変更)区画形質の変更	区域の面積 平方メートル			
建			行為の種別	(建築物の建築・工作物の建設)(新築・改築・増築・移転)			
建築物の建築又は工作物	設計の概要			届 出 部 分 届出以外の部分 合 計			
		敷	地 面 積	平方メートル			
		建	築又は建設面積	平 方 平 方 平 方 メートル メートル メートル			
は工作		延	ベ 面 積	平 方 平 方 平 方 メートル メートル メートル			
		高	さ	地盤面から メートル			
の建		用	途				
設		垣	又はさくの構造				
建築	建築物等 変更部分の延べ面積		変更部分の延べ面積	平方メートル			
のタ	の用途の		変更前の用途				
変	Ī	更	変更後の用途				
建	築	物	の意匠の変更	変更の内容			
^ .							

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が2以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書による ことができる。

※連絡先 住所

氏名

電話番号

地区計画の区域内における行為の変更届出書

年 月 日

尾張旭市長 殿

届出者 住所 氏名

都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日 4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

※連絡先 住所

氏名

電話番号



地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知書

 通知番号
 第
 号

 年
 月
 日

様

尾張旭市長

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで届出のあった下 記の行為について、当該地に定められている地区計画に適合すると認めたので、通知します。

記

1 行為の場所 尾張旭市

2 行為の着手予定日年月日3 行為の完了予定日年月日

4 設計又は施行方法

土地の区画形質の変更			区域の面積 平方メートル								
建	行為の種別			(建築物の建築・工作物の建設)(新築・改築・増築・移転)							
建築物の建築又は工作物	設計の概要					届	出	部	分	届出以外の部分	合 計
		敷	地	面	積						平 方 メートル
		建	築又は	建設	面積				方ル	平 方 メートル	平 方 メートル
		延	ベ	面	積			平 メート	方トル	平 方 メートル	平 方 メートル
		摳			さ	地盘	盤面か	35			メートル
の建設		用			途						
設		垣	又はさ	くの	構造						
建築	建築物等 変更部分の延べ面積							平方メートル			
の月	の用途の		変更前	fi の	用途						
変	変更後の用途										
建	建築物の意匠の変更		変見	更の内	容						
			•								

備考

当該届出に係る事項のうち、設計又は施行方法の変更が生じた場合は、都市計画法第58条の 2第2項の規定に基づき、工事着手の30日前までに変更の届出が必要となります。 同 意 書

年 月 日

尾張旭市長 殿

届出者住所氏名電話番号

年 月 日付け地区計画の区域内における行為の届出については、施工中に現場 に立入調査することに同意いたします。



尾張旭市役所都市整備部 都市計画課

〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600-1 TEL 0 5 6 1 - 5 3 - 2 1 1 1 FAX 0 5 6 1 - 5 2 - 3 3 3 9

平成31年4月1日版